

裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

【現状】

裁判外紛争解決手続の存在や意義
についての認識・理解が不十分

民間が行う裁判外紛争解決手
続についての情報が不十分で、
利用に際して不安感

裁判外紛争解決手続を積極的
に利用しようとする際に支障
となる制度上の制約

専門家の関与に弁護士法の
制約

時効中断効がない、裁判と
の連携が十分に図られてい
ないなど、利便性向上のため
の制度が未整備

【裁判外紛争解決手続に関する制度整備】

< 裁判外紛争解決促進法 >

裁判外紛争解決手続の基本理念
国等の責務

国民の理解の増進
関係者間の連携強化

認証業務であるこ
との独占表示

国民に「手続の選択の
目安」を提供

専門家による裁判外紛
争解決手続の実施

専門家が活用できる
体制の充実

裁判外紛争解決手続の申立
てによる時効の中断

時効によって権利を
失うこと等の不利益
を心配することなく、
裁判外紛争解決手続
での和解交渉を行う
ことができる環境の
整備

裁判外紛争解決手続を行う
場合の訴訟手続の中止

離婚協議等の調停
前置原則の不適用

民間紛争解決業務の認証制度（申請は任意）

裁判外紛
争解決手
続を拡充・活性
化

国民の多様な紛争解決ニーズに対応し、
裁判以外での紛争の解決を促進